

# 令和8年度 事業計画書

自 令和8年 1月 1日  
至 令和8年12月31日

公益財団法人大山守大場家保存協会

## 1 はじめに

当法人は平成22年3月31日に一般財団法人として設立以来、公益法人として認定を受けるまで様々な準備を整え、組織体制の強化を図り、平成23年11月28日付で茨城県に対し公益認定申請を行った。その後の茨城県公益認定等審議会での審議を経て平成24年3月12日付で茨城県より公益認定を受けた。平成20年12月1日施行の現行公益法人3法（一般法人法・認定法・整備法）以降に茨城県内に設立された法人が公益認定を受けた第1号である、と伺っている。これもひとえに、当法人の目的でもある茨城県指定有形文化財「大場家住宅」の維持・保全管理、歴史・文化の顕彰について深い理解をお示しいただいた各方面の関係者の方々のご支援・ご協力により公益認定を受けられたものとして、改めて謝辞を述べたい。

公益法人初年度にあたる平成24年度においては当法人の今後の活動の基礎がある程度構築されたものと自負している。これをふまえて令和8年度の事業計画を下記のとおりとする。今後もさらに関係機関のご協力を得ながら当法人の発展を目指す所存である。

## 2 令和8年度事業計画

### 公益事業について

当法人が掲げる以下の公益4事業を柱として年間を通して令和7年度に引き続き行うものとする。

#### -1「大場家住宅」の一般公開（公1）

令和7年度と同様、火・水・木・土曜日午前10時から午後4時までを一般公開に充てる。令和8年度は、前年度に引き続き、茨城空港や各役所、県内の郷土史関係施設等へのパンフレット、案内チラシの配置をお願いする予定に加え、平成30年度に茨城県観光物産協会へ入会したことにより、情報発信の機会を増やし、一層の周知の拡大をはかる予定である。

また、新聞への掲載や、メディアへの情報提供や、公共機関での放映等を積極的に行い、HP等での情報発信など、様々な地域に対して、認知度を高め、かつ地域と連携していく予定である。さらに、茶会や絵画展示会の会場として地域に場を提供していく。

令和8年度の小規模修繕(茅葺き屋根)については、前年度に引き続き主屋の茅葺き屋根の劣化が激しくなっている所から4～5年かけて引き続き行う予定である。

#### -2「行方大場家歴史資料館」の一般公開（公1）

令和7年度同様に大場家住宅に保管・保存してある、多数の歴史的資料を、前年度に引き続き毎年春季・秋季に企画展示として一般公開を実施する予定である。情報発信方法などは「大場家住宅」と同様に取り組んでいく。

令和8年度においても関係機関のご協力を得て引き続き同様の取り組みを行い、大場家住宅及び行方地方の歴史・文化に少しでも興味を持っていただける環境づくりを進めていく所存である。

なお、下記に参考として令和7年度の事業予定を掲げる。

月日	タイトル(主催)	法人としての対応等
2~3月	ひなまつり	段飾りなどを提示し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
4~5月	お茶会	お茶会を野点で開催し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
4~5月	行方大場家歴史資料館 春季開館	大場家住宅にある資料など展示し、行方および大場家の歴史の紹介。また、貴重な歴史的資料の収集・保管、調査研究を行っていく。
8月	夏季史料セミナー	「古文書の読み方」「史料整理の方法」についての研修会を行う。
10月	お茶会	お茶会を野点で開催し、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
10月	行方大場家歴史資料館 秋季	大場家住宅にある資料など展示し、行方および大場家の歴史の紹介。また、貴重な歴史的資料の収集・保管、調査研究を行っていく。
11月	なめがた秋祭り (行方市商工観光課)	広報活動、書籍・絵葉書販売等を行い、来場者に大場家の歴史を知るきっかけをつくる。
11月	講演会 (行方市文化会館にて)	講師を招いて、大場家とその周辺地域の歴史・文化についての知識・情報の提供をする。

#### 史料等の調査・研究等(公2)

年間を通して、月に2~3回程度「古文書教室」という場を設け、大場家所有の古文書の目録作成及び史料の調査・研究を行う。現在は茨城地方史研究会会長、久信田喜一先生をはじめとする知識のある先生方の研究のみに留まるが、従業員への知識の習得にも力を入れていく。調査結果を一般公開に併せて展示・資料の製作・販売を行う。

#### 歴史研究会(セミナー)・学術講演会(公3)

令和8年度は、11月に講演会を予定している。現在、講演内容を詰めているところであるが、令和8年度も茨城地方史研究会の会員の先生を招いて、行方市の昔の暮らしの様子や、大山守大場家の歴史についてご講演いただく予定である。

また、歴史研究会(セミナー)については、令和8年8月頃に「古文書の読み方」「史料の整理方法」などのセミナーを一般向けに行う予定である。

#### 収益事業について

前年度に引き続き、平成26年度に寄附を受け、当法人の基本財産とした土地をゴルフ場に貸し付けたことによる賃料収入。

「行方大場家歴史資料館」敷地内に、令和7年度より運用が始った医療法人青藍会が行う、\*談話室(名称：せいらん)に土地を貸し付けたことによる賃料収入。

\* 認知症予防及びその家族の人達に情報交換などをする場所

#### 3 令和8年度収支予算

事業計画に基づく収支予算は別紙のとおりである。

#### 4 その他

「大場家住宅」という名称は茨城県指定文化財としてのものであり、当法人が来場者や観光案内等、外部に向けて発信する際の名称は「大山守大場家郷土屋敷」として展開している。

また、令和7年度春に開館公開となった「行方大場家歴史資料館」には、多くの歴史的資料が保管・保存されて、市内外の人々に閲覧・閲読・展示できる環境作りをしていく所存です。